三重県自動車排出窒素酸化物及び 自動車排出粒子状物質 総量削減計画 (素案)

平成23年 月

三重県

目 次

第	1	章	卢	序説				
	1	į	計画	丁策瓦	包の	趣	目	
	2		対第	地地	或の	範	囲	
	3		旧書	∤画⊄	りま	ح	め	
第	2	章	青	∤画0	の目	標	及び	計画達成の期間 :
	1	ŧ	計画	頭の [目標	į		:
	2	ŧ	計画	前の非	钥間	İ		:
	3		計画	可目相	票の	達	成に	係る基本的事項 :
第	3	章	ナ	く気剤	亐染	等	の現	.状::
	1	:	窒素	₹酸化	匕物	及	び粒	子状物質の排出状況
	(1)	医素	酸化	物		
	(2)粒	大子丬	犬物	質		:
	2		二酸	と 化 3	色素	及	び浮	遊粒子状物質の環境濃度の状況
	3		道路	各• 釒	佚道	の	状況	::
	4		自重	加車图	 经	:台	数	:
	5		低么	害么	車の	普	及状	況 :
	6		白重	カ車を	を行	量	と主	要地点における交通量等 :
	7		貨物	動輸記	送量	:		:
	8		人員	輸	送量	:		:
第	4	章	青	十画道		の	方途	
	1		自重	加車	单体	対	策の	推進
	2		車種	 規制	削の	実	施及	び流入車の排出基準の適合車への転換の促進
	3		低な	害	車等	の	普及	促進
	4		エニ	ュドラ	ライ	ブ	の普	·及促進
	5	:	交通	鱼需要	更の	調	整•	低減
	6	:	交通	通流対	付策	の	推進]
	7		普及	を活動	動の	推	進	
第	5	章	拊	進進	本制	等		
	1		関係	者間	間の	連	携	
	2		進行	丁管 耳	里の	実	施	
	3		的確	重な闘	监視	測	定、	調査研究の推進

第1章 序説

1 計画策定の趣旨

三重県が「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)」(以下「自動車NOx・PM法」という。)に基づき平成15年に作成した「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」においては、平成22年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、環境基準を達成することを目標として、車種規制、交通需要の調整・低減、交通流対策等の各種施策を総合的に実施することとしてきた。

国においては、平成22年度に目標年度が終了することを踏まえ、平成23年3月、「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)の変更を行った。基本方針においては、中間年度の平成27年度にすべての監視測定局における大気環境基準の達成、最終目標年度である平成32年度までに対策地域における大気環境基準の確保を目的としている。

この基本方針の変更を受けて、対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減に資するため、三重県は、新たな三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(以下、「総量削減計画」という。)を策定する。

2 対策地域の範囲

総量削減計画を策定する地域は、四日市市、桑名市(平成 15 年 4 月 1 日現在の旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町の区域とする(旧総量削減計画と同じ)。

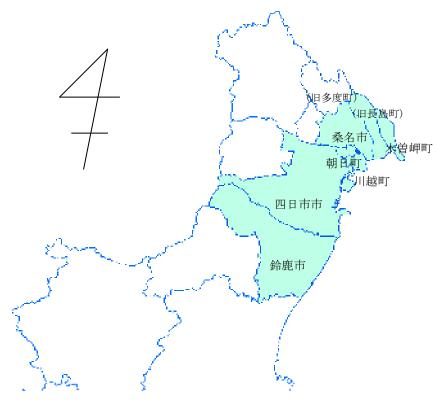


図 1.2.1 対策地域の範囲

3 旧計画のまとめ

(1) 対策地域における窒素酸化物及び粒子状物質の年間排出量

旧総量削減計画では、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を削減するために各種施策を推進し、環境基準を達成することを目標とした。

対策地域における平成 17 年度(中間年度)と平成 22 年度(目標年度)の窒素酸化物及び粒子状物質の排出量は、表 1.3.1 に示すとおりである。自動車排出総量については、平成 17年度は中間目標に対し、窒素酸化物は 26.9%、浮遊粒子状物質は 43.6%の超過であった。また、平成 21年度の結果から推計した平成 22年度(推計値)は、平成 22年度の最終目標に対し、窒素酸化物は 46.2%の超過、浮遊粒子状物質は 105.8%の超過であった。

総量の区分 目標(t/年) 実績(t/年) 超過率% ①対策地域内の事業活動に伴 平成9年度 18, 325 18, 325 う発生総量 [1号総量] (現状) ②①のうちの自動車排出総量 5, 199 5, 199 [2号総量] 平成17年度 ③平成17年度までに達成すべ 15, 214 17,684 16. 2 (中間目標) き総量 ④③のうちの自動車排出総量 26. 9 2,384 3,025 平成22年度 ⑤対策地域内で大気環境基準 (目標年度) 達成可能な事業活動等に伴う 14, 342 推計中 発生総量〔3号総量〕 ⑥⑤のうちの自動車排出総量 (H22推計) 1, 741 46. 2 〔4号総量〕 2,545

表 1.3.1(1) 窒素酸化物の実績比較

	総量の区分	目標(t/年)	実績(t/年)	超過率%
平成9年度 (現状)	①対策地域内の事業活動に伴 う発生総量〔1号総量〕	10, 013	10, 013	_
	②①のうちの自動車排出総量 (2号総量)	770	770	_
平成17年度 (中間目標)	③平成17年度までに達成すべ き総量	9, 193	9, 422	2. 5
	④③のうちの自動車排出総量	202	290	43.6
平成22年度 (目標年度)	⑤対策地域内で大気環境基準 達成可能な事業活動等に伴う 発生総量〔3号総量〕	9, 068	推計中	_
	⑥⑤のうちの自動車排出総量 〔4号総量〕	104	(H22推計) 214	105.8

参考:「総量削減計画進行管理調査」(平成22年度 三重県)

(2) 対策地域における窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

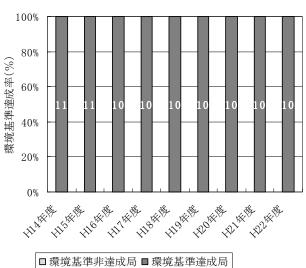
環境基準の達成状況は、図1.3.2のとおりである。

二酸化窒素については、一般環境測定局はすべて環境基準を達成したが、自動車排出ガス測 定局については、国道 23 号「納屋局」がほとんどの年度で未達成となった。

浮遊粒子状物質については、平成20年度以降、一般環境測定局、自動車排ガス測定局とも全ての測定局で環境基準を達成している。

なお、平成23年1月、中央環境審議会がとりまとめた「今後の自動車排出ガス総合対策の 在り方について(中間報告)」では旧基本方針に規定される「環境基準のおおむね達成」の目標は達成したと評価されている。

図-1.3.2(1) 対策地域内測定局の二酸化窒素環境基準達成状況の推移 (グラフ内の数字は測定局数を示す。)



□ 朱光巫平行足从尚 ■ 朱光巫平足从尚

図 1 (1) ①NO₂環境基準達成状況の推移 (対策地域内 一般局) 図 1(1)②NO₂環境基準達成状況の推移 (対策地域内 自排局)

□環境基準非達成局 ■環境基準達成局

図-1.3.2(2)対策地域内測定局の浮遊粒子状物質環境基準達成状況の推移 (グラフ内の数字は測定局数を示す。)

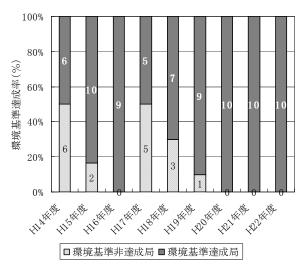


図 1(2)① SPM 環境基準達成状況の推移 (対策地域内 一般局)

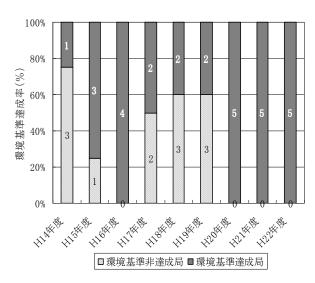


図 1(2)② SPM 環境基準達成状況の推移 (対策地域内 自排局)

(3) 自動車 NOx・PM 法総量削減計画に係る各項目別の取組状況

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質を削減するために、国、県、市町、事業者等が協力して、各自動車からの排出量を削減する自動車単体規制や車種規制等の施策、及び自動車の走行量を削減する物流対策や公共交通機関の利用促進等の施策を行った。

以下は、平成15年度から平成22年度の状況について要約したものである。

ア 自動車単体対策の強化等

計画達成の方途	実 施 状 況
(1) 新短期規制の 実施	(国土交通省中部運輸局) 前規制値に比べ窒素酸化物及び粒子状物質を25~35%削減するよう、ディーゼル
大 旭	自動車に係る自動車排出ガス規制を実施
(2) 新長期規制の	(国土交通省中部運輸局)
実施	・平成19年9月から、すべての車種に対して新長期規制を実施 ・トラック・バス及び乗用車のディーゼル自動車に係る自動車排出ガス基準値に
	ついて、窒素酸化物(NOx)を40~65%、粒子状物質(PM)を53~64%削減し、新車に
	対して基本的にガソリン車と同レベルの排出ガスとなるよう規制を強化
	・新車のディーゼル車等に対し、平成21年10月から順次ポスト新長期規制を実
	施
	・粒子状物質(PM)の規制が大幅に強化されることを受け、より安定的に測定する
(3) 最新規制適合	ことができるオパシメーターによる測定方法に変更 (三重県トラック協会)
車への繰り上げ代	, <u> </u>
替	(三重県バス協会)
	・最新規制適合バスへの代替えを促進(487 両)
	(四日市市)
	・車両買換資金の一部に対する助成(28台)
(4) 車両の点検・	(警察本部)
整備の徹底及び過積載車両・整備不	・国道23号等の幹線道路や高速道路を中心に過積載等違反車両、整備不良車両の取締りを実施(検挙件数:のべ過積載3,360、整備不良6,360)
関東車両・登備不 良車両等の違反車	取締りを美地(快筝件数・ジャン 恒領戦 3,300、登開不良 6,300) (国土交通省中部運輸局、トラック協会、バス協会)
両への対応	・黒煙等の排出ガスの低減のため、行政と事業者が連携し、下記の運動に係る街
	頭検査やマイカー相談等 PR 活動を実施
	・9~10月に「点検整備推進運動」
	・10月に「不正改造車排除運動」
	・6 月、10 月「ディーゼルクリーン・キャンペーン」(重点実施期間)
(5) 燃料品質対策	(国土交通省中部運輸局)
	・軽油を燃料とするディーゼル車を対象に軽油抜き取り検査を実施
L	

イ 車種規制の実施等

1 単種規制の実	
計画達成の方途	実施状況
(1) 車種規制の	(国土交通省中部運輸局)
適正かつ確実な実	・自動車NOx・PM法の施行に伴い、自動車の検査時に当該法律に係る基準への適
施	合・不適合の判定を行い、判定結果と不適合車の使用可能最終日について自動車
	検査証に記載させた。
	・対策地域に使用の本拠を有する自動車であって使用可能最終日が経過したもの
	には自動車検査証の有効期間の更新を実施しなかった。
	(三重県トラック協会)
	・PM 低減装置導入補助(816 件)
	・NOx・PM 低減装置導入補助(91 件)
	(三重県バス協会)
	・基準不適合となるバス 86 両への NOx・PM 低減装置を取付
	(三重県)
	・NOx・PM 低減装置導入補助(245 件)
(2)窒素酸化物	(国土交通省)
排出基準適合車及	・事業用トラック又は事業用バスであって、国土交通大臣の指定する車種を一定
び粒子状物質排出	台数以上導入する事業者に対し、地方公共団体等と協調して当該車両購入費の一
基準適合車への代	部を補助
替の促進	(三重県内実績: CNG バス 6 両、CNG トラック 22 両、ハイブリッドトラック 120
	両、新長期規制トラック 154 両、低燃費トラック 12 両)
	(三重県)
	・CNG バス又はトラックの導入に対する車両購入費の一部補助(46 両)
(3) 国の機関及	(各市町、三重県、国土交通省中部地方整備局、東海農政局)
び地方公共団体に	・公用車へ最新規制適合車を導入
よる率先実行	・公用中、取利規則過日中で等八
- , , -, ., .	(
(4) 流入車への	
対応	・自動車排出ガスの環境負荷が大きい対策地域内の国道 23 号について、特に流
	入車両の影響を確認し対策を検討するための調査を実施(平成22年度)
(5)事業者への	(中部運輸局、三重県)
対応	対策地域内の同一都道府県内において、30 台以上の車両(特定自動車)を使用
\.\dagger_1476.	する自動車運送事業者等(特定事業者)に対して、毎年6月30日までに「特定
	自動車に係る NOx、PM の排出量目標」「低公害車等への代替に関する計画」等自
	動車排出窒素酸化物等の抑制のための使用管理計画書等の提出を求めた。(平成
	22 年度提出状況:計画及び実施状況報告書 中部運輸局 33 社、県 53 社)

ウ 低公害車の普及促進

	· 人工
計画達成の方途	実 施 状 況
(1) 低公害車の	(すべての関係機関)
普及拡大	・県内の低公害車の登録台数は、目標の 60 万台程度に対し、484,001 台(平成
	21 年度末)
	・中部低公害車普及促進協議会や三重県自動車交通公害対策推進協議会を通じ
	て、関係機関が連携して低公害車の普及
	(経済産業省)
	・平成 15 年 8 月にとりまとめられた"次世代低公害車の燃料および技術の方向
	性に関する検討会"の報告に基づく革新的次世代低公害車総合技術開発につい
	て、要素技術の開発を燃料技術・自動車技術の両面から実施
	・クリーンエネルギー自動車等の普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の
	排出抑制や石油依存度の低減を図るため、補助事業を実施
	(全国実績: 天然ガス約12,200台、電気自動車約11,000台、ハイブリッド自動
	車約 125, 200 台)
(2) 燃料供給施	(中日本高速道路)
設等の整備	・電気自動車用急速充電システムの整備
	(経済産業省)
	・天然ガス等の燃料等供給設備を設置しようとする者に定額補助等を実施
	(実績:対策地域内2箇所)
(3) 国の機関及	(国、市町)
び地方公共団体に	・公用車の低公害車化に率先して取組
よる率先実行	(三重県)
	・三重県低公害車等技術指針を定め、また、逐次改定することで、より低公害な
	車両を購入
() let is also have	
(4) 低公害車導	
入のための支援措	・ハイブリッド自動車を購入する市民へ一律補助(1,018件)
置	
	・低公害車(電気・天然ガス・メタノール・ハイブリット)の購入に対する補助
	(74件)
(5) 自動車販売	(三重県)
者による情報提供	・三重県生活環境の保全に関する条例により、自動車等販売者の自動車の環境情
	報の説明等を義務づけ

エ 交通需要の調整・低減

計画達成の方途	実 施 状 況
(1) 事業者にお	(三重トラック協会)
ける自動車使用の	・車両の輸送効率を高めるため、平成 15~17 年に「ネットワーク KIT」の利用促
合理化	進
	・平成 18~22 年に「WebKIT」の利用促進
	(四日市地域環境対策協議会)
	・各企業で、製品の積合わせ輸送や物流の合理化を推進
(2) 適切な輸送	(国土交通省)
機関の選択の促進	・「モーダルシフト促進講演会」と題した講演会を開催
	・補助制度の説明会を実施
	(四日市港管理組合)
	・コンテナ貨物輸送に伴う環境負荷(CO ₂ 排出)を四日市港の活用によっ
	て低減しようとする荷主企業を支援(四日市港グリーン物流促進補助事
	業のうち、モーダルシフトを対象とするもの。) (71 件)。 (四日市地域環境対策協議会)
	(四日川地域泉境外東協議会) ・船舶運送における中継港について、四日市港の利用を拡大して車両運送の削減
	や、産業廃棄物運搬等で鉄道コンテナの使用増加等に努めた。
	(、) 主和元本の企脈等である。
(3) 公共交通機	(三重県バス協会)
関の整備及び利便	・バス等の公共交通機関の乗継ぎ等、交通の連続性を確保するため、ノンステッ
性の向上	プバスを導入(63 両、うち 8 両は CNG バス)
	・四日市市内の三重団地・笹川線4路線にバスロケーションシステム、四日市市
	内の三重団地・笹川線に PTPS システムを導入
	(桑名市)
	・近鉄富田駅、三岐鉄道北勢線 11 駅で駐輪場の整備とパークアンドライドの啓
	発活動を実施(四月末地球用頭化学機能は投業会)
	(四日市地球温暖化対策地域協議会) ・四日市市内2カ所でパークアンドライドを実施
(4) 自家用乗用	(三重県、市、四日市地域環境対策協議会)
車の使用自粛等	・職員を対象に、公共交通機関の利用促進、環境負荷の軽減、健康づくりの推進
	を図るため、マイカー通勤を見直し、公共交通機関・自転車・徒歩などによる通
	動に切り替える運動を実施
	(四日市市)
	・自歩道の拡幅等の整備

オ 交通流対策の推進

計画達成の方途	実 施 状 況
(1) 交通の分散や交通渋滞の解消	 (中日本高速道路) ・近畿自動車道名古屋亀山線(東名阪)の一部で付加車線の整備 ・高規格幹線道路網の整備を継続 (国土交通省北勢国道事務所) ・国道 1 号北勢バイパス (三重郡川越町南福崎〜四日市市釆女:整備延長: L=21.0km)を整備し、7.1kmが供用開始 (三重県、市) ・道路の新設(約20km)、拡幅、立体交差化を含む交差点改良(26カ所)等 (四日市地域環境対策協議会) ・フレックスタイム制度を活用して交通渋滞の緩和に協力
(2)総合的な駐 車対策の推進	(四日市市) ・「四日市市違法駐車場等の防止に関する条例」により、近鉄四日市駅から市役所周辺の道路について、違法駐車の監視や指導を実施 ・法改正により平成18年6月1日から民間委託による違法駐車の取締りが開始 実施されたため、三重県警察と連携を図りながら取組
(3) 交通管制システムの整備等による交通流の円滑化	・四日市市、鈴鹿市等の主要幹線道路の信号制御機の信号制御化を実施 ・国道1号、国道23号等光ビーコンを設置 ・交通情報提供システム(AMIS)による渋滞情報、旅行時間の提供を実施 (中日本高速道路) ・高速道路の渋滞緩和を目的に、近畿自動車道名古屋亀山線(東名阪)の6料金 所12レーン、近畿自動車道名古屋神戸線(湾岸道)の5料金所10レーンにETC の整備 ・道路交通情報通信システム(VICS)の整備・情報提供 ・ハイウェイラジオ、ハイウェイテレホン及び交通情報携帯サイト(i Hiway中日本)による情報提供 (三重県トラック協会) ・ETC 車載器導入を促進するため8,792台の助成

カ 局地汚染対策の推進

計画達成の方途	実 施 状 況
局地汚染対策の推	(環境省)
進	・自動車排出ガスの環境負荷が大きい対策地域内の国道 23 号交差点を含めて、
	大都市圏における大気環境改善に係る局地汚染対策を検討
	(三重県)
	・特に流入車両の影響を確認し、対策を検討するための調査を実施

キ 普及啓発活動の推進

計画達成の方途	実 施 状 況
(1)普及啓発活 動の推進	(国、市) ・環境イベントや低公害車フェア等による普及啓発活動、交通安全運動等を通じて環境に配慮した自動車の使用を推進 (警察本部、四日市地域環境対策協議会) ・交通安全教育の推進や交通公害に係る啓発活動の実施
(2) アイドリング・ストップ運動の推進	,
送等の推進	・IS014001 認証取得セミナー、グリーン経営認証取得セミナーにおいて環境経営への取組みの推進に係る研修を実施 (IS014001 の認証取得セミナー:平成15年11社18名、グリーン経営認証取得セミナー:171社) (四日市地域環境対策協議会) 物流合理化による環境負荷軽減のため、ローリー車の大型化による配送数削減

ク 地方公共団体間の連携

計画達成の方途	実 施 状 況						
地方公共団体間の	(三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会、三重県自動車交通公						
連携	害対策推進協議会)						
	・協議会を構成する関係団体、国、市町、県間で、情報交換を行うなどの連携 (三重県) ・近隣県とは、「東海三県一市広域環境対策協議会ディーゼル車対策部会」を通						
	じて連携						

ケ 総量削減計画の進行管理の実施

計画達成の方途	実 施 状 況
総量削減計画の進	(国、三重県)
行管理の実施	・自動車排出窒素酸化物等の推定や施策の進捗状況の把握を行い、その結果を毎
	年、三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会に報告
	・大気の状況等を、毎年、三重県環境白書に掲載し、県のホームページ等で公表

コ 監視体制の充実、調査研究の推進

計画達成の方途	実 施 状 況
(1) 監視測定体	(三重県、四日市市)
制の充実	・対策地域内に設置している一般環境の測定局 10 局、自動車排出ガス測定局 5
	局の測定結果をリアルタイムで監視し、結果を県、四日市市のホームページで公
	表
	(国土交通省)
	・国道に測定局を1局設置し常時監視を実施
	(桑名市、鈴鹿市)
	・各地域で窒素酸化物等の測定
	(国、県、木曽岬町)
	・交通量調査の実施
(2)調査研究	(三重県)
	・平成 15 年度「大気中のディーゼル排出ガスに含まれるニトロ多環芳香
	族累の動態把握調査」
	・平成 16~18 年度「大気中の浮遊粒子状物質の実態調査」
	・平成 19~21 年度「大気中微小粒子に含まれる多環芳香族炭化水素の実
	態調査」
	・平成 22~24 年度「環境大気中微小粒子状物質(PM2.5)の実態調査」
	(三重県トラック協会) ・四日市市中心市街地における物流効率化対策についての調査研究と事業
	・四日川川中心川街地における物流効率化対東に"ブバモの調査研先と事業 化への取組
	「しゃマクガス作品

第2章 計画の目標及び計画達成の期間

1 計画の目標

平成32年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準を確保することを目標とする。

なお、平成 27 年度までにすべての監視測定局における、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準達成を中間目標とする。

この目標を達成するために、「3 計画目標の達成に係る基本的事項」に示した各種施策を実施し、対策地域から発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質排出量を表 2-1 に掲げる量に抑制する。

表 2-1 総量削減目標

	総 量 の 区 分	窒素酸化物 排出量(t / 年)	粒子状物質 排出量(t / 年)	
平成 21 年度	① 対策地域内における事業活動その他の人 の活動に伴って発生し、大気中に排出される 総量[1号総量]			
(現状)	② ①のうちの自動車排出総量[2号総量]			
平成 27 年度	③ ⑤の達成に向け平成 27 年度までに達成すべき総量	算定できた時点で		
(中間目標)	④ ③のうちの自動車排出総量	記入します。		
平成 32 年度 (目標年度)	⑤ 対策地域内において、大気環境基準を達成するため、事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出できる総量[3号総量]			
	⑥ ⑤のうちの自動車排出総量 [4号総量]			

注) $1\sim4$ 号総量は、窒素酸化物にあっては特別措置法第7条第2項第 $1\sim4$ 号、粒子状物質にあっては特別措置法第9条第2項第 $1\sim4$ 号にそれぞれ規定される量を表す。

2 計画の期間

本計画の期間は、策定の日から平成33年3月31日までとする。

3 計画目標の達成に係る基本的事項

三重県の対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減のための施策に関する基本 的事項の概略を以下に示す。

(事務局注:第2章 3計画目標の達成に係る基本的事項については、平成23年3月に告示された改 正後の「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」の「第2 2 対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減のための施策に関する基本的事項」から 主な事項を抜粋し、作成しています。)

(1) 自動車単体対策の強化等

平成22年7月の中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十次答申)」に基づき、ディーゼル平成28年目標値に沿った排出ガスの低減を図り、ポスト新長期規制適合車については早期の普及を支援する等の自動車排出ガス低減対策を着実に推進するとともに、点検・整備の確実な実施等を図るため、指導・監視の徹底及び効果的な取組の実施を図るものとする。

(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進

自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制の適正かつ確実な実施を図るとともに、排出基準の適合車への早期の転換の促進のための所要の支援措置を講ずるものとする。

(3) 低公害車の普及促進

低燃費かつ低排出ガス認定車を含め、低公害車の一層の普及を支援するとともに、燃料供給施設の整備拡充のための所要の支援措置を講じるものとする。また、普及のための広報等を積極的に推進するものとする。

(4) エコドライブの普及促進

適正運転(以下「エコドライブ」という。)の普及のため、関係業界の自主的な取組を支援するほか、関係官庁及び地方公共団体、関係業界が連携し、イベントの開催や自動車の運転者への教育等の普及啓発活動並びにエコドライブ支援装置、外部電源用冷房装置及びエコドライブ 評価支援システムの普及促進を行うものとする。

(5) 交通需要の調整・低減

効率的な物流システムを構築し、輸送効率の向上を図るため、共同輸配送の推進等について 理解と協力を促すとともに、物流の情報化を推進するものとする。

また、対策地域内の自動車交通量の低減を図るため、適切な輸送機関の選択を促進するものとする。

(6) 交通流対策の推進

交通渋滞が発生する箇所の改善を図るため、交差点の改良や立体交差化等の対策を進めるものとする。

(7) 局地汚染対策の推進

国、地方公共団体、道路管理者、交通管理者、荷主・発注者及び貨物自動車運送事業者等が 連携を図り、高濃度の二酸化窒素や浮遊粒子状物質が観測される地域を中心として排出基準に 非適合な車両の流入対策等、効果的な施策を講じるものとする。

(8) 普及活動の推進

低公害車の普及拡大や二酸化窒素等の高濃度期における対策の推進のため、各種の普及啓発 活動を実施するものとする。

第3章 大気汚染等の現状

1 窒素酸化物及び粒子状物質の排出状況

(1) 窒素酸化物

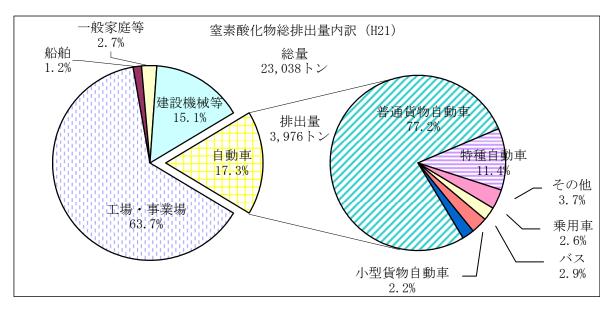
ア 平成21年度における発生源別窒素酸化物の排出状況

平成 21 年度の対策地域内の窒素酸化物排出総量は 23,038 トンであった。このうち、工場・事業場や一般家庭等の固定発生源が 15,312 (66.5%)、自動車や船舶の移動発生源が 7,726 トン (33.5%) の排出量となっている。

イ 平成21年度における自動車排出窒素酸化物の排出状況

平成 21 年度の対策地域内における自動車から排出される窒素酸化物の総量は 3,976 トンで、対策地域内全体の 17.3%を占めている。

車種別内訳では、普通貨物自動車 (77.2%) が最も多く、次いで特種自動車 (11.4%)、バス (2.9%)、乗用車 (2.6%) の順となっている。



出典:「自動車排ガス汚染の状況等把握調査事業報告書」(平成22年度 三重県)

(事務局注:窒素酸化物総排出量内訳は、平成22年度調査時点のものであり、平成23年度に実施した調査結果等を踏まえて再算定する予定です。)

(2) 粒子状物質

ア 平成21年度における発生源別粒子状物質の排出状況

本年度の環境省結果を記載します。

イ 平成21年度における自動車排出粒子状物質の排出状況

本年度の環境省結果を記載します。

2 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境濃度の状況

(1) 二酸化窒素

ア 二酸化窒素に係る汚染状況の推移

対策地域内における二酸化窒素について、環境基準の長期的評価指標である日平均値の年間98%値でみると、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)では、平成16年度から20年度まではやや低下傾向、平成21年度及び22年度はほぼ横ばい状態であった。幹線道路沿道の濃度を測定している自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)では、平成17年度から20年度まではやや低下傾向、平成20年度から21年度にかけてはやや高くなっており、平成22年度にはまた低下した。

特に、四日市市内の国道 23 号沿道の納屋局では、平成 16 年度以外は環境基準を達成していない状況であり、平成 20 年度には全国で 4番目に、平成 21 年度には全国で 2番目に高い値であった。

また、一般局の平成 22 年度年平均値は 0.014ppm で、平成 14 年以降やや低下傾向である。自排局の平成 22 年度年平均値は 0.025ppm で平成 17 年度以降、やや低下の傾向が見られる。

※ 一般環境測定局は、市街地での平均的な大気汚染濃度を測定するために設置されている測定局であり、対策地域内では10局設置され、主として、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等を測定している。

また、自動車排出ガス測定局は、自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質の 状況を測定するために設置されている測定局であり、対策地域内では5局設置され、 主として、二酸化窒素や浮遊粒子状物質等を測定している。

※ 二酸化窒素の環境基準の長期的評価は、年間における日平均値の測定値の低いほうから 98%に相当するもの (365 日分の測定値がある場合は 358 番目)が 0.06ppm 以下の場合は環境基準が達成され、0.06ppm を超える場合は環境基準が達成されないものと評価している。

イ 平成22年度の二酸化窒素に係る環境基準の達成状況

対策地域内における二酸化窒素濃度について、一般局では、すべての測定局(10局)で 日平均値の年間98%値が環境基準値である0.06ppm以下であり、環境基準を達成している。

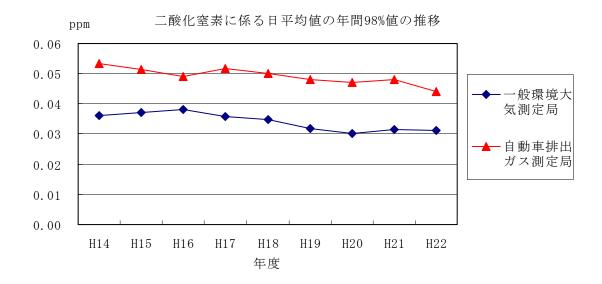
一方、自排局では、納屋局で日平均値の年間 98%値が 0.064ppm と、環境基準を達成していない。納屋局以外の測定局 (4局) については環境基準を達成している。

二酸化窒素濃度の経年変化(対策地域内)

(単位: ppm)

									(+)	. ppiii <i>)</i>
	年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
一般環境大気	環境基準 評価値	0.036	0.037	0.038	0.036	0.035	0.032	0.030	0.032	0.031
測定局	(98%値)	(11局)	(11局)	(10局)	(10局)	(10局)	(10局)	(10局)	(10局)	(10局)
(局平均)	年平均値	0.017	0.018	0.018	0.018	0.017	0.016	0.015	0.015	0.014
自動車排出ガ	環境基準 評価値	0.053	0.051	0.049	0.052	0.050	0.048	0.047	0.048	0.044
ス測定局	(98%値)	(4局)	(4局)	(4局)	(4局)	(5局)	(5局)	(5局)	(5局)	(5局)
(局平均)	年平均値	0.030	0.030	0.028	0.030	0.029	0.028	0.028	0.026	0.025
自動車排出ガッツで見	環境基準 評価値 (98%値)	0.064	0.069	0.053	0.074	0.070	0.069	0.069	0.071	0.064
ス測定局 (内:納屋局)	年平均値	0.032	0. 035	0.027	0.037	0.036	0. 036	0. 036	0.034	0.033

(三重県環境森林部調べ)

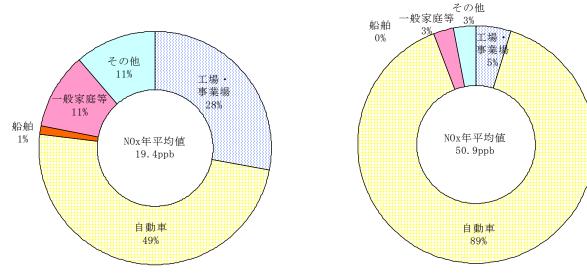


ウ 平成21年度における二酸化窒素濃度の発生源別寄与割合

平成 21 年度の対策地域内の二酸化窒素濃度の発生源別寄与割合は、一般局では、自動車が 49%、工場・事業場が 28%となっている。また、幹線道路沿道の濃度を測定している自排局では、自動車が 89%、工場・事業場が 5%となっており、ともに自動車からの影響が大きくなっている。

以上の要因としては、自動車からの排出ガスは地上付近での排出であり、かつ、発生源 となる道路は一般局の周辺にも位置し、特に、自排局は道路の直近に位置しているため、 拡散による希釈効果が小さくなっている。

工場・事業場については窒素酸化物排出量自体は第3章1(1)で示したように卓越しているが、高所(煙突)から排出されること、所在地が散在しており排出された窒素酸化物が拡散により希釈されるためである。



※ その他とは、建設機械から排出される濃度をいう。

出典:「自動車排ガス汚染の状況等把握調査事業報告書」(平成22年度 三重県)

(事務局注:窒素酸化物総排出量内訳は、平成22年度調査時点のものであり、平成23年度に実施した調査結果等を踏まえて再算定する予定です。)

(2) 粒子状物質

ア 浮遊粒子状物質に係る汚染状況の推移

対策地域内における浮遊粒子状物質について、環境基準の長期的評価指標である日平均値の年間 2%除外値をみると、一般局、自排局とも、平成 17 年度から平成 21 年度まで低下傾向を示し、平成 22 年度はやや高くなった。

また、一般局の平成 22 年度年平均値は 0.021mg/m³で、自排局の平成 22 年度年平均値は 0.023mg/m³であり、年平均値においても、平成 17 年度以降はやや低下傾向を示している。

※ 浮遊粒子状物質の環境基準の長期的評価は、年間における日平均値の測定値の高い 方から2%の範囲になるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外 して行う。

ただし、上記の評価方法にかかわらず日平均値が 0.10mg/m³を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成と評価する。

イ 平成22年度の浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況

対策地域内における浮遊粒子状物質について、一般局では、すべての測定局(10局)で日平均値の年間2%除外値が環境基準値である0.10mg/m³以下であり、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないという環境基準のもうひとつの長期的評価指標についてもすべての測定局(10局)で達成している。

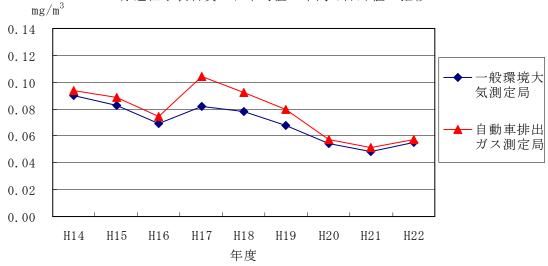
一方、自排局においても、日平均値の年間 2%除外値はすべての測定局(5 局)で 0.10mg/m³以下であり、日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した測定局も無く、すべての測定局(5 局)で環境基準を達成している。

浮遊粒子状物質濃度の経年変化(対策地域内)

	年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
一般環境大気 測定局 (局平均)	環境基準 評価値	0.090	0.082	0.070	0.082	0.078	0.068	0.055	0.048	0.055
	(2%除外值)	(12局)	(12局)	(9局)	(10局)	(10局)	(10局)	(10局)	(10局)	(10局)
	年平均値	0.033	0.033	0.030	0.032	0.031	0.026	0.022	0.020	0. 021
自動車排出ガ ス測定局	環境基準 評価値	0.094	0.088	0.075	0.104	0.092	0.079	0.057	0.052	0.057
	(2%除外值)	(4局)	(4局)	(4局)	(4局)	(5局)	(5局)	(5局)	(5局)	(5局)
(局平均)	年平均値	0.038	0.040	0.035	0.040	0.038	0.031	0.025	0.023	0.023

(三重県環境森林部調べ)

浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値の推移



ウ 平成21年度における浮遊粒子状物質濃度の発生源別寄与割合

本年度の環境省結果を記載します。

3 道路・鉄道の状況

(1) 道路

平成 21 年度末における県内の道路実延長は、高速自動車道 153 km、一般国道 1,193 km、主要地方道 1,116 km、一般県道 1,585 km、市町村道 20,937 km、その他 4km、合計 24,988 kmであった。

そのうち、対策地域内の道路実延長は、高速自動車道 46 km、一般国道 142 km、主要地方道 195 km、一般県道 227 km、市町村道 5,225 km、合計 5,835 kmであった。

対策地域内には、伊勢湾沿いに国道 1 号、国道 23 号があり、内陸部に近畿自動車道名古屋 大阪線が走っており、中部圏と関西圏を結ぶ重要な幹線となっている。

(2) 鉄道

県内の鉄道は、東海旅客鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱及びその他私鉄の計 7 事業者が 18 路線で 営業しており、平成 21 年度末における路線総延長は 612km であった。

このうち、対策地域内では、東海旅客鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱及びその他私鉄の計5事業者が10路線で営業しており、平成21年度末における路線総延長は137kmであった。

対策地域内での東海旅客鉄道㈱の営業は、1路線、総延長35km、近畿日本鉄道㈱は、5路線、 総延長63kmであり、対策地域内における鉄道の路線総延長のそれぞれ26%、46%を占めている。

4 自動車登録台数

県内の平成21年度末における自動車保有台数は、143.5万台であり、車種別にみると乗用車が70.7万台、小型貨物車が6.3万台、普通貨物車が4.0万台、特種自動車が2.1万台、軽自動車が57.1万台、乗合自動車・小型2輪ほかが3.3万台となっている。

このうち、対策地域内の自動車保有台数は 49.5 万台であり、車種別にみると乗用車が 26.6 万台、小型貨物車が 2.1 万台、普通貨物車が 1.1 万台、特種自動車が 0.6 万台、軽自動車が 17.9 万台、乗合自動車・小型 2 輪ほかが 1.2 万台となっている。

県内の自動車保有台数は、年々増加の傾向であり、軽自動車は平成 13 年度以降増加傾向、乗 用自動車は平成 17 年度以降減少、貨物自動車は平成 13 年度以降、減少の傾向を示している。

自動車保有台数

対策地域内の自動車保有台数

(平成21年度末、単位:台)

	車種		台数(対策均	保有台数(全県)	
普通貨物	可自動車	10, 598			40, 223
小型貨物	可自動車	21, 483	指定自動	車 ^{注)}	63, 066
乗合自動	り車 (バス)	915	計	39, 722	3, 492
特種自動	特種自動車				20, 745
乗用車	ディーゼル車	806			14, 032
	ディーゼル車以外	265, 145	指定自動	車以外	693, 393
軽乗用車	軽乗用車、軽貨物車		計	455, 308	570, 557
小型2輪、その他		11, 344			29, 670
合計			495, 030		1, 435, 178

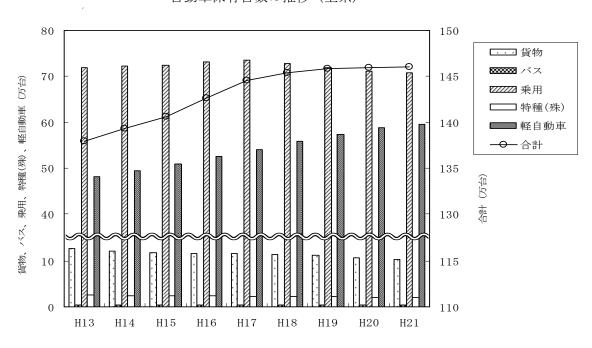
出典:軽自動車以外は、財団法人自動車検査登録協力会資料から集計した。

出典:軽自動車は、社団法人全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」の値。 は) ちょう 動車

注) 指定自動車

特別措置法により、排出基準が適用される、普通貨物自動車、小型貨物自動車、バス、 特種自動車、ディーゼル乗用車をいう。

自動車保有台数の推移(全県)



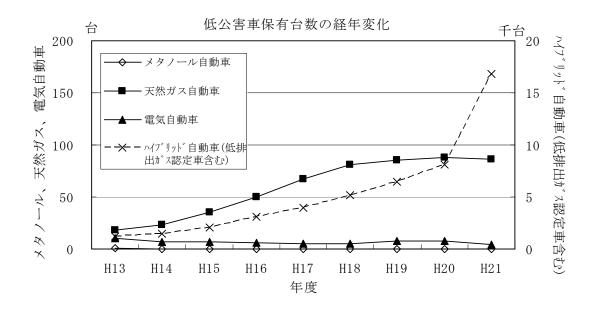
5 低公害車の普及状況

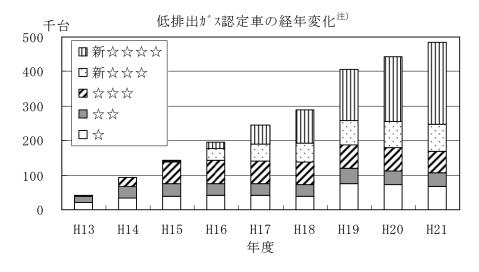
平成 21 年度末における県内の低公害車の保有台数は電気自動車 4 台、天然ガス自動車 86 台、ハイブリッド自動車 16,849 台の合計 16,939 台となっている。県内でのメタノール自動車の保有はなかった。

経年変化をみると、ハイブリッド自動車は平成13年度から増加傾向にあり、特に平成20年度から21年度にかけての増加が著しかった。電気自動車は平成20年度(8台)から減少(4台)、 天然ガス自動車は平成20年度(88台)まで増加し、平成21年度に若干減少(86台)している。

また、平成 21 年度末における県内の低排出ガス認定車を含めた低公害車の保有台数は 484,001 台となっており、県内の自動車保有台数の 34%を占めている。平成 13 年度末における低排出ガス 認定車を含めた低公害車は 43,439 台で、県内の自動車保有台数 1,379,296 台の 3.1%を占めていたことから、過去 8 年のうちに 10 倍普及している。

国、県、市町において、低公害車及び低公害車用燃料等供給施設に対する補助、低利融資等が 実施されている。低公害車に係る自動車取得税の軽減等税制上の優遇措置も実施されている。





注)一部ハイブリッド車を含む。

6 自動車走行量と主要地点における交通量等

(1) 走行量

対象地域内における平成 21 年度の走行量は、乗用車 (54%)、普通貨物車 (20%)、軽乗用車 (9%)の順に多くなっており、この 3 車種で全体の 83%を占めている。また、道路種別では、一般国道の走行量が全体の 37%、高速自動車国道が 32%を占めており、一般国道と高速自動車 国道に交通が集中していることを示している。

道路種類別、車種別走行量

(千台km/年) 道路種類別 道路種類 軽乗用車 乗用車 バス 軽貨物車 小型貨物車 貨客車 普通貨物車 特種(殊)車 合計 高速自動車国道 18, 866 596, 298 13, 737 94, 124 347, 301 55, 396 192, 348 20, 773 45, 854 ·般国道 134, 629 83, 228 737, 629 322, 120 52, 331 36, 766 34, 331 13, 534 71, 083 317, 033 43, 224 6, 387 50, 394 403, 81 要地方道 535, 944 24, 334 20, 560 8,872 3, 866 14% 一般県道 14, 774 84, 991 309, 937 37, 501 39, 841 9, 352 521, 782 4.826 149 幹線道路計 321, 714 147, 370 965, 983 28, 816 108, 493 210, 100 747, 400 124, 015 3, 653, 891 97% 細街路 17, 315 58,910 691 10, 122 4, 182 1,575 4,025 2, 198 99,018 3% 全道路合計 29, 508 157, 492 339, 029 2,024,893 112,675 211,675 751, 424 126, 212 100% 3, 752, 909 車種別割合 20% 100% 54% 3%

市町別、車種別走行量

(千台km/年) 貨客車 普通貨物車 特種(殊)車 市町名 軽乗用車 乗用車 バス 軽貨物車 小型貨物車 合計 市町別割合 四日市市 58, 403 142, 428 882, 378 12,875 72, 115 51, 456 96, 486 335, 817 1, 651, 957 44% 桑名市 58, 401 344, 027 5,997 23,820 18, 378 36,696 102, 429 17, 797 607, 546 16% 鈴鹿市 104, 749 514, 932 5, 431 44, 376 24, 735 44, 341 155,810 23,625 917, 999 24% 65, 292 長島町 12, 244 136, 418 3,200 6,702 8,799 17,708 11,276 261,640 7% 2, 478 木曽岬町 2,493 23, 258 310 1,471 1,730 22, 144 3,334 57, 218 2% 12,886 2,053 楠町 1,935 487 22,876 1% 3, 417 69 820 1,209 朝日町 5,851 35,873 582 2, 478 2, 481 17, 495 2,835 71,003 2% 3, 408 川越町 9,446 75, 121 044 4,596 4, 275 9,349 50, 383 8,455 162,670 4% 751, 424 112,675 3, 752, 909 339 029 024 893 29 508 157, 492 211, 675 126, 212 100% 車種別割合 9% 54% 6% 20% 1009

(2) 主要地点における交通量、大型車混入率、平均旅行速度

平成 17 年度の主要路線における交通量、大型車混入率及び平均旅行速度は下表のとおりである。

平均旅行速度について、国道は、平日が約 $30\sim40$ km/h、休日が約 $40\sim50$ km/h である。東名 阪自動車道は、平日休日ともに約 80 km/h である。

主要地点における交通量、大型車混入率、平均旅行速度(平成17年度)

項目	12時間交通量(台)		24時間交通量(台)		大型車	旅行速度(km/h)	
路線調査地点	平日	休日	平日	休日	混入率(%)	平日	休日
東名阪自動車道 四日市JCT~四日市東IC	54, 664	47, 269	76, 404	65, 832	29.3	82.6	81.1
国道1号 四日市市采女町	24, 521	18, 677	39, 410	28, 373	40.2	32. 4	51.9
国道23号 三重郡川越町高松	39, 881	38, 170	63, 013	56, 668	40.3	35. 4	41.0
国道25号 四日市市川尻町	23, 544	14, 927	36, 372	22, 825	42.3	29.5	46.3
国道258号 桑名市大字繁松新田	34, 636	28, 869	48, 871	38, 734	23.4	37.6	38.4

出典:道路交通センサス一般交通量調査結果(平成17年度)

7 貨物輸送量

平成 21 年度における県内の貨物輸送量は 134 百万トンであり、自動車が 111 百万トン (全体 の82.7%)、船舶が21百万トン(全体の15.7%)、鉄道が2百万トン(全体の1.6%)で、貨物 輸送の大半は自動車によるものになっている。また、県内から県外及び県外から県内への貨物輸 送については、船舶が全体の2~3割を占めるなど、船舶も重要な輸送機関となっている。

(単位: 千t)

				(十三: 10)
	県内→県外	県外→県内	県内→県内	合計
自動車	27, 886	23, 413	59, 730	111,029
	(64. 7%)	(77.4%)	(98.0%)	(82.7%)
鉄道	1, 090	359	681	2, 130
	(2.5%)	(1.2%)	(1.1%)	(1.6%)
船舶	14, 112	6, 495	522	21, 130
	(32.8%)	(21.5%)	(0.9%)	(15.7%)
合計	43, 089	30, 267	60, 933	134, 289
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

出典:「貨物地域流動調査」(国土交通省総合政策局情報政策本部)より作成した。

8 人員輸送量

平成21年度における県内の人員輸送量は1400百万人であり、輸送機関別の構成比は、自家用 乗用車が86.8%、鉄道が8.0%、営業用バスが3.6%であり、自家用乗用車に依存した輸送体系 になっている。

(単位:千人)

					(十四:170)
		県内→県外	県外→県内	県内→県内	合計
自動車		85, 343	85, 515	1, 114, 916	1, 285, 774
		(78. 1%)	(78.0%)	(94.4%)	(91.8%)
	うち自家用	81, 178	81, 178	1, 052, 939	1, 215, 296
	乗用車	(74. 3%)	(74.0%)	(89. 2%)	(86.8%)
	うち営業用	73	203	8, 296	8, 572
	乗用車	(0.1%)	(0.2%)	(0.7%)	(0.6%)
	うち自家用	0	0	11,832	11,832
	バス	(0.0%)	(0.0%)	(1.0%)	(0.8%)
	うち貸切	2, 701	2, 569	2, 844	8, 114
	バス	(2.5%)	(2.3%)	(0.2%)	(0.6%)
	うち乗合	1, 391	1, 564	39, 005	41, 960
	バス	(1.3%)	(1.4%)	(3.3%)	(3.0%)
鉄道		23, 734	23, 961	64, 816	112, 512
		(21.7%)	(21.9%)	(5.5%)	(8.0%)
	うちJR	3, 500	3, 549	7, 690	14, 739
		(3.2%)	(3.2%)	(0.7%)	(1.1%)
	うち民間	20, 235	20, 413	57, 126	97, 773
	鉄道	(18.5%)	(18.6%)	(4.8%)	(7.0%)
船舶		174	170	1, 342	1, 686
		(0.2%)	(0.2%)	(0.1%)	(0.1%)
合計		109, 251	109, 646	1, 181, 073	, ,
		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
(注) [依安 地 根 法 動 調 本 」	(IIII I> 70.44)	 A 政 	笠木邨) トル作品	

(注) 「旅客地域流動調査」(国土交通省総合政策局情報政策本部)より作成した。